

平成 19 年 11 月 12 日

各 課 長 等

町 長

平成 20 年度予算編成方針について

わが国の経済状況は、先に財務省が取りまとめた「経済情勢報告概要」によると、地域差は見られるものの全体として、引き続き「緩やかな回復が続いている」との報告がなされています。

しかし、北海道においては、前回報告から下方修正した総括判断が据え置かれ、「全体としては横ばいとなっている」とされており、依然として雇用情勢は厳しく、生産活動や個人消費の面でも横ばい基調にあることから、全体としての回復の兆しを実感できないのが現状であります。

国では、本年 6 月に「経済財政改革の基本方針 2007」が閣議決定されたところであり、その中では、これまでの考え方を基本的に踏襲し、国・地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の 2011 年度の黒字化に向けた歳入歳出一体改革を確実に達成するとされています。

これを踏まえ、平成 20 年度予算の概算要求においても、地方財政については、地方交付税の交付額を出口ベースで、前年度対比 4.2%減の 14 兆 6000 億円と試算し、さらに地方公務員人件費や地方単独事業等の徹底した見直しを行うことにより地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制するという、厳しい内容となっております。

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 18 年度決算においては、地方交付税等の大幅な減収等により、経常収支比率は 91.3%で、前年度と比べて 0.6 ポイント悪化、ここ数年は適正水準の範囲とされている 80%を大きく超える結果となっております。

本年 10 月末現在における来年度の財政見通しでは、更なる地方交付税の減額が見込まれることから総体的には減収が避けられない状況にあります。

一方、歳出面では、「行財政改革実施計画」に基づき、人件費の見直しをはじめ、全ての事務事業について徹底した経費の節減と見直しを行い、行政のスリム化に努めているものの、地方分権の進展や少子高齢化の急速な進行など、社会情勢の変化に対応した財政需要が喫緊の課題であることから、財政的にも厳しい状況が続くことが見込まれます。

平成 20 年度の予算編成にあたっては、第 4 次上富良野町総合計画及び行財政改革実施計画の最終年であることを深く認識し、歳入に見合った歳出構造への転換という目標の達成が強く求められるところであり、町財政が極めて厳しい状況にあることを再認識するとともに、各事務事業の評価検証を図り、「選択と集中」による取捨選択と効率的な執行、更には町民との協働の視点に立った行政運営をより一層推進し、各事業の費用対効果を最大限に発揮していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップアンドビルドの促進などを目的に、平成 19 年度の予算編成から導入した、一部経費について各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を、さらに徹底していくとともに、本年度試行的に実施した事務事業評価（事後評価、事前評価）についても、予算編成に連動させていくこととします。

以上の基本的な方針を踏まえ、具体的には次のとおり予算編成に取り組むものとします。

〔予算編成の基本的な考え方〕

1 第 4 次上富良野町総合計画の推進

平成 20 年度は第 4 次上富良野町総合計画の最終年度となることから、本計画の重点施策である「人 - 豊かな心の人のまち」・「職 - 活力ある産業のまち」・「住 - 住みよい快適なまち」・「共 - 共に創るまち」の 4 つの柱に基づき、これまで取組んできた事業の評価を行いながら、次期総合計画への事業継続等も視野に入れて、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、平成 20 年度に実施すべき事業を厳選すること。

2 行財政改革実施計画の着実な推進

平成 20 年度は行財政改革実施計画についても最終年度を迎えることから、計画に掲げた目標は、町民との約束として、達成が強く求められるところである。平成 20 年度以降は、基金に頼ることなく歳入に見合った歳出構造に転換していくという目標から、平成 20 年度当初予算を目標達成期として取組んでいることを再認識し、各事務事業において更なる改善策を講じ、新年度予算に反映させるよう特に留意すること。

なお、平成 20 年度に計画されている実施項目を含めて、行財政改革実施計画の完全履行に向けて、計画最終年度としての取組強化が求められる。

(通知文・取組み内容収蔵先：「資料置場 - H20-当初予算関係 - 各方針・指針」)

また、以下の点に留意して取組みを進めること。

(1) アウトソーシング基本方針 (H17.9.30 決定)

同方針により、事務事業・業務区分ごとに取り組み成果を反映すること。

(2) 事務事業の見直し方針 (H17.10.20 決定)

同方針により、事業ごとに取り組み成果を反映すること。

(3) 補助金等の整理合理化方針 (H17.10.20 決定)

同方針により、事業・区分ごとに取り組み成果を反映すること。

(4) 負担金の整理合理化方針 (H18.9.29 決定)

同方針により、事業・区分ごとに取り組み成果を反映すること。

(5) 事務事業評価試行実施の反映 (事後評価 H19.9.27 事前評価 H19.11.8)

事業ごとに評価結果に沿った内容を反映すること。

(6) 附属機関等の改善プラン

平成 13 年組織内プロジェクトによる答申を受けてまとめたプランに沿って、附属機関等ごとに取り組み成果を反映すること。

(7) 投資的事業の抑制

投資的事業については、予算編成上の収支均衡を図る一分野として、事業の優先度・緊急度等により、事業費総額や必要とする一般財源を抑制するなど総合調整を図る。

3 3 原則による行政運営

「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」という 3 つの原則に沿って、「情報共有」「住民参画」「協働」が繰り返し実践されることにより、「自助共助公助」という相互補完のしくみが地域内で実現するよう、行政サービスの成果や効率性、質の向上を目指し、事務事業について不断の見直しを行いながら展開を図ること。

4 予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)の強化

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップアンドビルドの促進などを目的に、平成 19 年度予算編成から導入した、一部経費について各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を継続強化するので、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、自らの判断で責任を持った事業の取捨選択や財源確保を行うこと。また、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと(各課の配分額については別紙のとおり)。

(なお、燃料費の高騰、旅費の増高(公共交通機関による出張)分については、枠に上乗せ配分する。)

5 政策調整枠予算の戦略的・重点的活用

枠配分予算とは別に、より高い行政効果を発揮していく上で、必要と判断する政策を実現していくため、政策調整枠予算を設け、時代の要請に戦略的、重点的に応えていくこととする。

特に、少子高齢化の中にあって、町の自立と活力ある地域づくりのため、教育を含めた子育て支援の充実や、頑張る地方応援プログラムに掲げた各施策の充実、あわせて、これまでの改革路線を検証し、改革過程で生み出された財源を住民に還元していくという視点で、政策調整枠予算を重点配分していくこととする。

〔 予算編成留意事項 〕

1 基本事項

- (1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。
また、年度途中の補正については、制度改革に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。
- (2) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もるものとし、町単独での上乘せの負担は認めない。
- (3) 「経済財政改革の基本方針 2007」に示されているように、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化に向けた歳入歳出一体改革など、今後の動向に十分留意し、関係情報の収集に努めること。また、その他の補助制度についても改廃などの制度改革に十分留意し、カラ計上とならないよう取り扱うこと。
- (4) 行財政改革実施計画(集中改革プラン)に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
特に、既存施策の効果を十分に評価した上で、事業の廃止や再編などの思い切った見直しを図り、積極的な取捨選択を行うこと。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。

2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額を見積もること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用を努めること。

3 歳出に関すること

歳出については、行財政改革実施計画(集中改革プラン)に基づき、取り組みの強化を図り、積極的に見直しを図ること。

また、例年の決算状況を見ると、多額の不要額が生じているので、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、総務課との協議により、役務費、借上料、需用費などの経費に充当すること。なお、投資的事業の事務費については、副町長査定での対象事項とするので、十分精査したうえで見積もること。
- (2) ソフト事業の対象経費では、事業執行上の特殊な経費を除き、可能な範囲で総務課と協議した上で、役務費、借上料、需用費などの共通経費に充てること。
- (3) 投資的事業等（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、10月17日をもって要望事業の変更等を取りまとめたところですが、別途管理して総合調整を図ります。
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう制度変更がなされたので、留意すること。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「平成20年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

4 特別会計、企業会計、一部事務組合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
なお、査定においては負担区分を決定する際に用いた「繰出基準調書」を査定資料として用います。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 上川南部消防事務組合の負担金についても、前記までの項目に準じて見積りを行うこと。